

マネージメント・レター No.255エコポイント

エコロジー (Ecology) とは生物学の一分野である生態学のことですが、昨今は生態系として生物を取り巻く物理化学的環境を扱う学問として生物学の範囲を超え、環境保護や自然保護運動を表す言葉として広く使用されるようになりました。

景気対策の一環として、国土交通省・経済産業省・環境省の三省がすすめている「省エネ住宅普及促進事業」。環境省・経済産業省・総務省経済産業省は「グリーン家電普及促進事業」。「エコポイント」として消費者還元・活用することにより普及促進事業を推進しています。

この「エコポイント」を取得した場合の法人税の取扱いはどうなるのでしょうか。この場合はポイントを商品や金券等と交換をした段階で、1ポイント1円で換算したポイント相当代金の収益計上が必要となります。また、住宅の追加工事の際にポイント相当代金を工事代金に充当した場合、ポイント相当代金は補助金に該当しないため圧縮記帳の対象にならず、追加工事により新たな固定資産を取得した場合の取得価額は、ポイントを差し引く前の金額となります。先に交付の終了した「エコカー補助金」の場合、その対象車は国庫補助金で取得した固定資産として補助金の範囲内で圧縮記帳が認められます。(法法 42[1])。

また、個人が「エコポイント」を取得した場合、法人税と同様に付与された段階では経済的利益の供与を受けていないため税務上は何の課税関係も生じませんが、商品券等と交換した時点で利益の供与を受けたことになり、ポイント相当代金は一時所得として課税の対象となります。一時所得には50万円の特別控除額がありますので、住宅エコポイント最高額の30万円分を取得しても申告の必要はありませんが、生命保険の一時金や満期返戻金などがある場合には課税所得が発生する可能性がありますので御注意してください。

今年9月の閣議決定で住宅エコポイントの発行は平成23年12月31日まで、家電エコポイントは平成23年3月31日まで延長されました。エコカー減税対象車の自動車税・自動車取得税は平成24年3月登録車まで、自動車重量税は平成24年4月登録車まで減税されます。

上記制度を上手に利用すれば節電・節水・リサイクルと同様に会社のエコに繋がります。

(参考文献：税務通信 No. 3125)

 **今月のワンポイント** 

食欲・スポーツ・読書と「〇〇の秋」と呼ばれる季節になりましたが、猛暑から一転、急に涼しくなったことにより体調を崩してしまう方が多いようです。夏で弱った胃腸に暴飲暴食は危険ですので、注意しながらも食欲の秋を思う存分楽しみたいものです。